○総務省告示第百三十九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表中「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇二」を「一・〇三」に改め、同表に次のように加える。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表中「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇二」を「一・〇三」に改め、同表に次のように加える。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十一号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一中「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇二」を「一・〇三」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二中「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇二」を「一・〇三」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。